「改正商標法の施行に関する業務処理方法（意見募集稿）」

意見１　職権による登録商標の取消しに係る手続および判断基準の明確化

■該当箇所

「改正商標法の施行に関する業務処理方法（意見募集稿）」第７条

■該当箇所の内容

第七条　2027 年 1 月 1 日以前に登録が許可された商標について、改正商標法第五十六条に規定される、公衆を誤認させるような方法で登録商標を使用する行為があり、かつその行為が 2027 年 1 月 1 日以降も継続する場合、改正商標法が適用される。

2027 年 1 月 1 日以前に登録が許可された商標について、正当な理由なく 3 年間連続して使用されていない場合、またはその指定商品における一般名称となっている場合、2027 年 1 月 1 日以降、国家知識産権局は改正商標法第五十七条第三項（※）に基づき、その登録を取り消すことができる。国家知識産権局が当該条項に基づき登録商標を取り消す場合、地級市、自治州、盟、地区および直轄市の区人民政府以上の商標管理を担当する部門が、管轄区域内で前述の状況にある登録商標について調査・確認を行い、その調査・確認結果を段階的に国家知識産権局に報告する。国家知識産権局が取り消しの条件に該当すると認めた場合、商標登録者に対し証拠資料の提出を通知し、法に基づき決定を下す。

（※）改正商標法第五十七条第三項：職権による登録商標の取消し

■コメント

以下の内容を明確化することを希望いたします。

・地方当局が調査する段階で権利者に通知し、意見を述べる機会を設けること。

・外国の商標登録者についても証拠提出の機会が実質的に保障されるよう、「外国の権利者に関しては国内の代理機関などに送る」など、通知の送達方法を明確にすること。

・国家知識産権局への証拠提出期間を、少なくとも現行の請求による取消手続きと同等の、2ヶ月以上とすること。また、正当な理由がある場合には、提出期間の延長を認めること。

■理由

職権による取消しは登録商標の権利消滅という重大な効果を伴うことから、商標登録者に対し、使用証拠または正当な不使用理由を提出するための実質的な機会を保障するとともに、証拠提出手続等に関して、より具体的に明確化することを希望いたします。